

(別紙1)

考查基準

第1 係長等考查基準

1 考查方法

係長等は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

2 評定点範囲

採点表の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

3 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を越える
考查点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- (1) 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- (2) 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- (3) 一括再委託、請負を行った。
- (4) 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- (5) 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- (6) 当該業務において、安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- (7) その他(理由:)

4 かし修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因するかしが存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、かし修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでいうかし修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表-2 かし修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	かし修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失によりかし修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10点	-20点

第2 監督員及び検査員考查基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

第3 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「建築設計業務」、「用地調査等業務」、「工事監理業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考查をもって評定点とみなすものとする。

これらの取扱いは、監督員、係長等及び検査員で統一するものとする。

第4 「単純調査業務」について

「調査業務，計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務，計画業務」採点表を使用するものとする。

しかし、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等については、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

【「単純調査業務」の例】

各部門共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川及び砂防	水理・水文観測業務
	データ加工業務(降雨解析等)
	不等流計算等の計算業務(システム開発を除く)
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地調査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析法がJ I S等で規定されている測定業務

第5 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、監督員が決定する。

第6 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、7. の重み付けを考慮して付加する。

- (1) 地質調査、測量作業、単純調査業務、測量作業、用地調査等業務、調査業務、計画業務、設計業務、建築設計業務

評価項目		管理技術者 又は 主任技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への 配慮 (注2)	概略設計、予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
	コスト把握能力(注2)	○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性、弾力性、調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

(注)

- 「担当技術者」は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた場合にのみ評定する。(人数は3名までとする。)
- 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務、建築設計業務において評定の対象とする。

- (2) 工事監理業務

評価項目		技術者評定	
		業務担当者	主任担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	○	○
	的確な履行	○	○
	業務目的の達成度	○	○
管理技術力	業務実施体制の的確性	○	—
	打合せの理解度	○	—
	指揮系統の迅速性、確実性	○	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	○	○

第7 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

- (1) 地質調査、測量作業、単純調査業務、測量作業、用地調査等業務、調査業務、計画業務、設計業務、建築設計業務

評価項目	地質調査、単純調査等業務、測量作業、用地調査等業務					調査業務、計画業務				設計業務、建築設計業務				
	業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価				
		管理 又は 主任	担当 (注1)	照査		管理	担当 (注1)	照査		管理	担当 (注1)	照査		
専門 技術 力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務遂行能力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時への 配慮 (注2)	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力 (注2)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	
管 理 技 術 力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コ ミュ ニ ケー ション 力	説明力、プレゼン テーション 力、協調性	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取 組 姿 勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合 計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	16 (100%)	3 (100%)	

(注)

- 「担当技術者」は、管理技術者のもとで業務を担当する者であり、受注者が定めた場合にのみ評価する。(人数は3名までとする。)
- 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務、建築設計業務において評価の対象とする。

(2) 工事監理業務

評価項目		業務評定	技術者評定	
			業務担当者	主任担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	6	6	6
	的確な履行	36	36	36
	業務目的の達成度	18	18	18
管理技術力	業務実施体制の的確性	12	12	—
	打合せの理解度	6	6	—
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	8	8	8
合計		100	100	68